

「被験者の同意」に関するお知らせ

第21回厚生科学審議会がん登録部会(令和4年12月5日)にて、「がん登録等の推進に関する法律」第21条第3項第4号又は第8項第4号に該当する場合の同意取得の条件が見直され、以下のア、イの条件に改められました。

新規・変更共に同意取得を必要とする申出を行う場合は、本条件を満たしたうえで申出を行う必要がありますのでご注意ください。

ア 以下の内容を説明文書に記載していること

- 当該調査研究を行う者が、対象者の全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受け、調査情報と紐づけて集計や解析を行うこと
- 全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を申請する際は、対象者の個人情報（氏名、生年月日、住所、等）を国立がん研究センターに送付すること

イ 全国がん登録情報又は都道府県がん情報の説明及び提供を受けた情報の利用方法に関する説明を、説明文書または別添資料として配布していること（ホームページに公開し説明文書にリンクを示す等の対応も可）。

※条件見直しの経緯については、第21回厚生科学審議会がん登録部会の資料2「全国がん登録情報等の提供に係る事項について」10～13頁をご参照ください。

以上